

「産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書」 から

(平成19年8月)

目次

1	産業医制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1	産業医制度・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	産業医の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-3	産業医の職務・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-4	産業医の選任義務・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	産業医の活動、産業保健サービスの実施に関する現状・・・・・・・・	2
2-1	産業医の選任、職務等の現状・・・・・・・・	2
2-2	産業保健サービスの実施に関する現状・・・・・・・・	2
2-3	産業医の有資格者等の状況及びその需給状況・・・・・・・・	7
3	今後の産業保健サービスの提供について・・・・・・・・	8
3-1	今後期待される産業保健サービスについて・・・・・・・・	8
3-2	中小企業の労働者に対する産業保健サービスの提供について・・・・・・・・	11
3-3	産業医による産業保健サービスの提供について・・・・・・・・	13
3-4	関係者の連携によるサービスの提供について・・・・・・・・	14
3-5	産業保健サービス及び産業医学に関する研究の推進について・・・・・・・・	17
4	産業医の職務について・・・・・・・・	17
4-1	今後の産業医の職務のあり方について・・・・・・・・	17
4-2	職務遂行の記録について・・・・・・・・	19
5	産業医の選任方法のあり方について・・・・・・・・	20
5-1	選任基準について・・・・・・・・	20
5-2	企業の規模、活動、組織の多様化に対応した選任方法のあり方について・・・・・・・・	20
5-3	小規模事業場における選任のあり方について・・・・・・・・	22
5-4	専属産業医の選任について・・・・・・・・	24
6	産業医等の育成のあり方について・・・・・・・・	25
6-1	産業医の育成の方向性・・・・・・・・	26
6-2	産業医の育成の方法について・・・・・・・・	27
6-3	産業医として就職し、活動することの促進について・・・・・・・・	29
6-4	産業医以外の産業保健専門職等との連携について・・・・・・・・	30
7	産業医科大学における産業医の育成等のあり方について・・・・・・・・	30
7-1	人材育成、情報の収集、研究等について・・・・・・・・	32
7-2	国際的な人材育成その他国際的連携について・・・・・・・・	35

産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会参集者（敬称略）

（座長）	高田 勲	北里大学名誉教授
	今村 聡	（社）日本医師会常任理事
	大石 明	産業医科大学理事長
	大久保利晃	（財）放射線影響研究所理事長
	梶川 清	（社）全国労働衛生団体連合会専務理事
	武田 和夫	（財）京都工場保健会常務理事
	松井 博志	（社）日本経済団体連合会労政第二本部本部長
	森 晃爾	産業医科大学副学長
	柳澤 信夫	関東労災病院長
	山崎 克也	全国中小企業団体中央会常務理事
	小野 晃	厚生労働省労働基準局安全衛生部長

5 産業医の選任方法のあり方について

5-2 企業の規模、活動、組織の多様化に対応した選任方法のあり方について

5-2-1 3-3 でみたように、メンタルヘルス・過重労働等の課題に対応していくためには、事業場単位だけではなく、企業単位での健康確保対策を講ずることも必要となっている。

このため、支店や営業所等の複数の事業場を有する大企業については、企業内の事業場の産業保健活動の促進について指導する総括的な産業医（総括産業医）の活用について、そのあり方を検討する必要がある。

また、構内下請を有する親企業やフランチャイズチェーン等のうち、複数の事業者の行う同様の事業を統括する事業者において、親企業の産業医や労働衛生機関に所属する産業医が、構内下請等の事業場の産業保健活動にも関与し、その事業場の特性に対応して統括的に指導している例もみられるが、このような産業医（統括産業医）の活用について、そのあり方を検討する必要がある。

5-2-2 また、近年、企業の分社化など会社組織の変更が増加している状況に対応して、資本的、人的関係が強く、事業場も近接している複数の会社について、選任義務をどう定めていくかについても検討する必要がある。この点については、こうした事業場の安全衛生管理体制がどのように構築されるのが望ましいかという点について検討した上で、これとの関連で将来的に検討すべき課題であると考えられる。

5-2-3 パート労働者や有期契約労働者など企業における就業形態の多様化が進展しているが、産業医の健康管理等の対象から外れている場合もみられることから、これらパート労働者等についても、産業医の健康管理、相談、指導等その職務の対象となるので、その徹底を図る必要がある。

5-2-4 派遣労働者については、派遣元及び派遣先の双方の事業者が、法令に定める要件に従い、産業医を選任しなければならない。派遣元の事業者を選任された産業医の派遣労働者についての職務は、一般健康診断とその事後措置、健康保持増進措置、雇入時の衛生教育等に関する事項と定められている。しかしながら、派遣労働者はそれぞれの派遣先の事業場で個別に就労しており、その実態は派遣元の産業医においては把握しにくいのが現状である。このため、派遣元の事業者はその選任する産業医に、派遣先の産業医等にも協力を求め、派遣労働者の健康管理等を的確に行わなければならない。

5-2-5 産業医の選任に関連して、新たに産業医を選任する必要性が生じた場合については、地域産業保健センターにおいて産業医の名簿を作成し、情報提供を行っているところであるが、大規模事業場も含めより円滑に事業者が産業医の選任を行うことができるようにするため、事業者に産業医を紹介する仕組み、方策

について検討を行うことが必要である。

5-2-6 産業医の取り扱う業務が多様化する中で、複数の専門分野の異なる産業医が事業場の衛生管理等を行うことが、より効果的であるケースもあると考えられる。こうしたケースにおいて、複数の非専属の産業医がチームとして専属産業医と同等の職務を行う場合や、特定の医療機関に専属して従事する産業医が複数存する場合において、こうした医療機関との契約により、複数の産業医がチームとして事業場に派遣される場合等の取り扱いについて、労働者の業務内容と業務に従事する労働者数を踏まえ今後検討していく必要がある。

(注：下線は事務局)